

## 笹川平和財団スカラシップ 2022年度 募集要項

世界は大きく変わりつつあります。大規模災害の頻発に代表される地球環境の危機やコロナ禍により明らかとなった現行の経済・社会システムの行き詰まりに加え、ロシアによる一方的なウクライナ侵攻は国際社会における冷戦終了後の安全保障のあり方を大きく変えつつあります。このように不確実性が極めて高い中において、目前の諸課題を解決するのみならず、今後のあるべき姿を見通し、新しい国際秩序を形成する努力を続けるとともに、その中での日本社会の在り方を考えていくことが求められています。

笹川平和財団は、日本の将来を担う若者が視野を広げ、国際感覚を養うとともに、将来の活躍の土台となる優れた知識を修得することを目的とした奨学金事業を開始し、未来のリーダーの育成を目指します。特に、経済的制約や適切な情報に接することができない、周囲の理解が得られないなどの理由から留学を将来の選択肢としてこなかった日本の若者に対し、豊富な情報提供や個別相談等の機会を設け、サポートします。

募集の概要は以下の通りです。

### 記

#### 1. 趣旨

本スカラシップ事業は、日本国籍を有する若者が、米国大学においては4年間、英国においては大学3年間もしくは Foundation Course 1年間と大学3年間の合計4年間にわたり、学士号を取得することを目的とした留学を支援することを目的とします。

#### 2. スカラシップの概要

日本国籍を有する、2023年6月末日までに下記教育機関を修了予定である方、またはすでに卒業した方を対象に、米国、もしくは英国の大学に学士号を取得する目的で留学するための奨学金を支給します。

- 日本国内の高等学校
- 日本国内の中等教育学校後期課程
- 日本国内の特別支援学校高等部
- 日本国内の高等専門学校
- 日本国内の専修学校高等過程
- 上記に準ずる海外の教育機関
- インターナショナルスクール

特に、経済的な理由や適切な情報に接することができない、周囲の理解が得られないなどの理由から、これまで留学を選択肢として来なかった日本の若者に対して留学の可能性を拓くべく、留学に関わる情報の提供を積極的に行うほか、留学準備のための支援・相談等を実施しま

す。留学中は、円滑な留學生活のため留學生同士のオンラインによる情報交換が可能であるほか、当財団の相談窓口等が利用できます。また、卒業後は本スカラシップのネットワークが活用できるとともに、これから留學を目指す高校生等への助言活動などに参加していただきます。

### 3. 求める人材像

本スカラシップ事業では次のような人材を求めます。

- (1) 将来のグローバルリーダーとして、以下に掲げるような資質を有する人材
  - 社会を取り巻く様々な問題に関心を有し、課題解決を通じて社会貢献を目指す意識
  - 留學を通じ、幅広い視点から学問・知識を習得しようとする意欲
  - 異文化の中に身を置くことにより、多様性を理解したうえで行動しようとする姿勢
  - 考え方や言語の異なる人々と積極的に関わり、協力を進める意志
- (2) 「笹川平和財団スカラシップ」受給者としてふさわしい規律ある行動をとる自覚と自律性を有する人材
- (3) 事前・事後研修や本制度で実施する諸活動に積極的に参加する人材

### 4. 対象となる大学・支援予定人数

#### (1) スカラシップの対象となる大学および専攻分野

米国もしくは英国に所在し、笹川平和財団が指定する大学リスト（別紙1）に掲載されている大学への留學を支援の対象とします。専攻分野の指定はありません。

また、英国大学留學に先立ち Foundation Course を1年間受講する方については、志望する大学が指定する Foundation Course への進学を認められた方のみを対象とします。

#### (2) 支援予定人数

2023年度期留學生については最大50名程度の奨学金支給を予定。

### 5. 応募要件

本スカラシップ事業では、次に掲げる全要件を満たす学生等を支援の対象とします。

- ① 日本国籍を有し、在学期間中を通じて日本国籍を有する者
- ② 当財団の奨学金を、米国大学については4年間、英国大学については3年間ないしは Foundation Course 1年間と大学3年間の合計4年間にわたり受給することに合意した者
- ③ 国内の他の給付型奨学金（総額100万円以上）を受給していない者。但し、国内外の返済義務のある奨学金、海外の給付型奨学金、奨学金に該当しない用途の支援金等（研究助成金、起業資金、行政による一時交付金等）との併給は可とします。いずれについても不明な点がある場合は、当財団にご相談ください
- ④ 2023年6月末日までに我が国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等過程、もしくはこれらに準ずる海外の教育機関、あるいはインターナショナルスクールにおける教育課程を修了する予定、もしくはすでに

に卒業した者

- ⑤ 笹川平和財団が指定する大学、英国において Foundation Course を受講する者については大学の指定する Foundation Course 入学の許可を得た者で、2023年9月の入学を目指す者

※ 受入れ機関からの受入れ許可は、採用決定後でも構いません。

- ⑥ 本スカラシップ制度で実施する留学前研修及び留学生ネットワーク活動（卒業後を含む）に参加する者
- ⑦ 当該留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑧ 本スカラシップに応募する時点で未成年の場合は、保護者が留学を認める者

## 6. 支援内容

### (1) 奨学金等の支給額

米国大学進学の場合は、\$95,000を上限として奨学金を支給します。内訳は授業料・寮費（食費含む）、大学より直接請求を受け支払う経費（上限US\$80,000、ただし保険料については上限額を\$4,000とする）及び定額の生活費等支援として年間US\$15,000を支給します。

英国大学進学の場合は、£ 65,000を上限に奨学金を支給します。そのうち大学あるいは Foundation Course 毎に必要とされる費用（授業料、寮費、保険料）については、必要とされる額を算出したうえで£ 54,000を上限として支給します。また、保険料については上限を£ 3,000及び生活費等支援金として年間£ 11,000を支給します。

また、現在の居住地から留学する大学への旅費交通費（最短経路）について往路・復路分を一回に限り支給します。

奨学金等の申請手続きについては、採用決定後に配布する「奨学金等に係る手引き」で通知します。

### (2) 奨学金等の支給方法

大学から請求のある費用については、原則として笹川平和財団より直接大学に所要経費を支払います。ただし、第一回目の支払いについては、大学の方針に応じて奨学生の指定する口座に振り込むなどの対応をすることがあります。また、生活支援金については、奨学生の指定する口座に振り込みます。これらについても「奨学金等に係る手引き」の中で詳しく説明します。

### (3) 奨学金の支給期間

本スカラシップ事業の給付対象期間は、米国大学の場合は大学卒業までの通算4年間、英国大学の場合は3年間もしくは Foundation Course 1年と大学3年間の合計4年間とします。

卒業時期は、入学年次から起算して5年以内を原則とします。休学等の期間等、上記で定めた期間を超える期間の費用については支給しません。いずれの場合も、早めに当財団にご相談ください。

- ① 学期途中で休学する場合、すでに支払われた奨学金等の金額をもって当該学期分を給付したものとします
- ② 大学に授業料等を支払う前に休学が明らかな場合は、奨学金等は給付しません

#### (4) 奨学金の支給開始時期

2023年8月下旬(予定)

※ 所定の書類が不備なく提出されたことが確認できた後に、奨学金の支給日を決定します。提出された書類に不備がある場合、不備が解消された後に奨学金を支給します。

### 7. 奨学生の義務

本スカラシップ事業の奨学金を受給する方は、本事業の円滑な運営のため、以下を遵守することを義務とします。

#### ① 報告書類の提出

本スカラシップによる奨学金受給期間中の毎学期終了後速やかに以下を提出のこと

(ア) 各学期の出席証明書、成績証明書、報告書(書式、内容は別途通知します)

(イ) その他当財団から求められる書類・資料

#### ② 報告書類の再提出

①に定める報告書類の内容が不十分であると当財団が判断した場合

#### ③ 変更届の提出

留学先の大学における専攻分野や所属する学部、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、健康、学習、研究等において著しい変化があったとき。また、保護者において、保護者自らの現住所、連絡先等が変更になった場合

#### ④ 終了報告

留学終了後原則として2箇月以内。以下に定める書類を持参し、当財団に帰国報告(面談)行うこと

(ア) 報告書(書式、内容は別途通知します)

(イ) 卒業証書(写し)

なお、やむを得ない事情により、2か月以内の帰国報告をすることが困難な場合は、事前に当財団にご相談ください

#### ⑤ 他大学への転入希望

なお、希望する転入大学が当財団の指定する大学ではない場合、奨学金等の継続について当財団において改めて判断します

### 8. 広報活動等について

笹川平和財団は、本スカラシップ事業を広範な方々に知っていただくことが重要と考えており、広報活動も積極的に行いたいと考えています。以下にご協力ください。

① 当財団の主催する関連行事への参加や広報活動(動画等の提出を含みます)

② 奨学生は、雑誌、新聞等による取材を受ける場合は、当財団の奨学生であることを明

らかにしてください。また、奨学生は、事前又は事後に当該取材を受ける旨又は受け  
た旨を当財団に報告（掲載された記事の当財団への報告を含みます。）してください

- ③ 奨学生は、他奨学金団体に奨学生自身の記事、写真等が掲載される可能性がある場合  
は、他奨学金団体に対して、当財団の奨学生であることの明示を依頼してください

## 9. スカラシップの停止及び奨学金の返還

笹川平和財団は、本スカラシップ事業を通じて、日本の若者のチャレンジ精神を尊重し、積  
極的に支援したいと考えています。しかし、奨学生が以下の各号のいずれかに該当した場合  
は、当財団の自由な裁量により、未給付の本奨学金の全部又は一部の給付を停止するこ  
とができます。

更に、場合によっては、当財団はすでに支給した本奨学金の全額又は一部について、奨学生  
及び保証人に対して返還を求めることがあり、奨学生と保証人は返還する義務を負うものとし  
ます。返還を求められた奨学生及び保証人は、返還を求められた日から起算して 5 年以内に  
返還することを原則とします。

- ① **【5. 応募要件】**条件①、②、③のいずれかを満たさなくなった場合
- ② 在籍する大学から除籍となった場合
- ③ 在籍する大学を退学となった場合
- ④ 成績不良、病気、納期までに授業料等を支払えなかった場合やその他の事由により、  
入学年次から当財団の指定する期間での卒業が困難であると当財団又は大学が判断し  
た場合
- ⑤ 当財団に提出をする（又は過去に提出をした）書類に虚偽の記載があった場合（同提  
出書類に関する虚偽の説明を含みます）。又は当財団に対して虚偽の説明をした場合
- ⑥ 他の国内の給付型奨学金の受給の意思表示を行った場合（なお、他の国内の給付型奨  
学金の応募行為を除きます）
- ⑦ 大学に支払うべき奨学金の私的流用（大学に対して授業料等を支払わない場合も含み  
ます。）、違法行為、著しく公序良俗に反する行為、当財団の名誉を損なう行為等、奨  
学生として特に相応しくないと当財団が判断する行為があった場合
- ⑧ **【7. 奨学生の義務】**を果たさない場合
- ⑨ その他、当財団の催促、是正を求める行為等にも関わらず、改善が見られないと当財  
団が判断した場合
- ⑩ 前各号に準じる事由が生じた場合

## 10. 奨学生の写真、動画その他奨学生が作成した文書等の使用

- ① 当財団は、当財団及び本スカラシップ制度に関する広報並びに卒業生も参加するコミ  
ュニティ構築活動のために、当財団、当財団が運営を委託した事業者（以下「委託  
先」という）又は他の奨学生が撮影した奨学生の写真及び動画、又は奨学生が当財団  
の依頼を受けて作成した写真、動画、文章及び報告書等（以下、「写真等」という）を  
無償で下記に掲げる媒体で使用することができ、また当財団が当該使用するために

必要な範囲内で写真等を編集することができるものとします。但し、奨学生本人から当財団に対して写真等の使用の中止の申し出があった場合は、当財団は、写真等を使用せず、若しくは可能な限り速やかに使用を中止し、又は委託先に対して使用中止を指示するものとします

- (ア) 当財団の公式ウェブサイト、奨学生専用ウェブサイト、SNSアカウント（Twitter、Facebook、LinkedIn）
  - (イ) 広報用書面媒体（当財団パンフレット、留学専門雑誌等）
  - (ウ) 本スカラシップ制度に関する広報及び卒業生も参加するコミュニティ構築活動の目的に資すると当財団が判断した媒体
- ② 当財団は、奨学生の事前の承諾を得て、上記に掲げる媒体で奨学生の氏名又は経歴を無償で使用するものとします

## 11. 審査内容

### (1) 審査の流れ

書面審査、面接審査の二段階で行います。面接審査は、オンラインとなる場合があります。

### (2) 選考における審査の観点

世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献しようとする意欲のある学生等を支援し、多様な分野・領域においてリーダーシップを発揮し、又は先駆者となる可能性を持つ人材を育成するため、下記の観点から審査を行います。

#### ① 求める人材について

本要項【3 求める人材像】で示したような人材であるか

#### ② 留学計画について

- ・ 留学の目的が明確であるか
- ・ 目的を達成させるために適切な「留学先」「勉強内容」であるか
- ・ 留学で得た成果を将来に生かす計画があるか
- ・ 留学に対する情熱が見られるか

## 12. スケジュール、応募申請の流れ

### (1) スケジュール

#### ① 応募受付

(ア) 第一期 ————— 2022年8月1日～2022年8月21日17時

(イ) 第二期 ————— 2023年1月5日～2023年2月28日17時

変更あり※1月6日～1月27日17時

② 合格大学登録 ————— 2022年11月8日～2023年4月

#### ③ 書類審査

(ア) 第一期 ————— 2022年8月～2022年9月

(イ) 第二期 2023年1月以降随時

④ 面接

~~(ア) 第一期 2022年9月中旬~~

(イ) 第二期 2023年3月中旬

変更あり※2月中旬～3月中旬 詳細が確定次第、提示します。

審査の開催日程・場所等について別途通知します。

第一期に応募し、2022年9月実施の面接の対象とならなかった方は、第二期応募者に含め再度審査の対象とします。その場合すでにお送りいただいた応募内容のスコア以外の変更は認めません。

⑤ 合格発表

~~(ア) 第一期 2022年10月中旬~~

(イ) 第二期 2023年3月下旬

面接審査に係る注意点

- 上記日程はあくまで予定です。応募者数に応じて変更する可能性があります
- 面接審査に伴う交通費等を支給する場合がありますので、当財団にご相談ください
- **ただし、スコアの変更のみ受付可能とすることとします**

(2) 応募申請の流れ

応募は、応募学生等の情報及び応募書類をオンライン申請システムで登録いただいております。そのための郵送は不要です。詳細は別紙2「応募手続き」をご確認ください。

13. 留学前の手続き等について

(1) 事前研修等への参加

奨学生を対象とした事前研修を兼ねた激励会を予定しています。

詳細は別途お知らせします。

(2) 奨学生登録書類・支給申請書類等の提出

奨学金の支給を受けるためには、所定の書類提出が必要です。様式、提出方法については採用決定後に「奨学金等に係る手引き」にて通知します。

(3) 留学中の諸手続きに関わる提出

様式、提出方法については採用決定後に「奨学金等に係る手引き」にて通知します。

14. スカラシップの取り消しについて

奨学生としての採用決定後に、以下の事由が認められた場合、当財団の自由な裁量により採用を取り消します。

- ① 応募資格・条件を満たしていないことが判明した場合
- ② 応募内容等に虚偽の申告が認められた場合
- ③ 当財団の定める留学及び奨学金受給に関わる規約に合意していただけない場合

- ④ 当財団の定める「奨学金に係る手引き」に指定された書類の提出が無かった場合
- ⑤ 上記4項に係る書類に虚偽の内容が認められた場合

#### 15. 留学計画等の変更

採用決定後に、居住地等における天災、本人や家族等の病気、留学先大学等のやむを得ない事情により、留学内容や留学時期等に変更が生じることが明らかになった場合は、速やかに当財団に連絡してください。

変更後の計画内容について再審査を行います。計画変更が承認されない場合や、採用取消しになる場合もあります。

#### 16. 受験上の配慮申請について

面接受験者のうち、身体等に障害があり、面接審査に参加するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じて受験上の配慮を行います。受験に際して支援を希望する学生等は、財団に連絡の上、申請方法等をご確認ください。

#### 17. お問い合わせ先

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16

公益財団法人 笹川平和財団 笹川平和財団スカラシップ担当

E-mail: scholarship@spf.or.jp